

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名又は法人名、代表者役職名、代表者名)

⑩

(養豚事業者ID)

※⑩は「養豚経営安定対策事業参加申込書」又は「養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書」で押印した印鑑をご使用ください。

事業対象肉豚に係る権利義務の承継申請書  
【肉豚の生産を中止（一部中止）又は廃業する者用】

今般、下記1の理由により、養豚経営安定対策事業の事業対象肉豚に係る権利義務の一切（養豚補填金の交付、事業実施期間終了後に養豚資金に残額が生じた場合の養豚資金の残額の返還、生産者負担金の納付、事業参加者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既交付の養豚補填金の返還等）を下記2の者に承継したいので承認されたく、関係書類を添えて申請します。

また、同者が養豚経営安定対策事業実施要綱（平成30年3月26日付け29農畜機第6847号）に基づく独立行政法人農畜産業振興機構に対して負う一切の債務（生産者負担金の納付、事業参加者の要件に合致しないことが明らかとなった場合の既交付の養豚補填金の返還等）について、権利義務の承継の前後を問わず、同者と連帯して、その履行の責任を負うことを確約します。

記

1 肉豚生産の中止（一部中止）又は廃業の理由（できるだけ詳しく）

2 権利義務の承継される者（承継先）

住 所

氏 名

(養豚事業者ID \_\_\_\_\_ )

3 権利義務を承継する事業対象頭数

平成 年度 頭

4 権利義務の承継年月日

平成 年 月 日

5 添付書類（肉豚生産の一部中止に係る承継の場合のみ、必要）

「養豚経営安定対策事業参加申込書【変更後】（別紙様式第6号-1）」等を添付すること。

(注意事項)

○ 次期事業実施期間の事業参加はできません。

「前事業実施期間において、(8)の規定に基づき、事業参加を取り消された者に該当しないこと。」(養豚経営安定対策事業実施要綱(平成30年3月26日付け29農畜機第6847号)第4の2の(1)のウ)

○ 資金残額の返還対象外となります。

「機構は、事業実施期間終了後、養豚資金に残額が生じた場合には、生産者負担金を納付した養豚事業者(事業実施期間終了前に(8)により事業参加を取り消された者を除く。)及びその他負担金を納付した者に返還するものとする。」(同要綱第4の2の(4)のイの(ウ))